

第2回 伊勢市宿泊税検討委員会 説明資料

令和6年10月28日

本資料の構成

1	前回の振り返りと調査結果	
1-1	第1回検討委員会での課題等の整理	……………p2
1-2	アンケート調査、ヒアリング内容の共有	……………p10
2	宿泊税の制度内容	
2-1	導入自治体における宿泊税の制度内容	……………p25
2-2	伊勢市の宿泊税 税制概案	……………p33
3	今後のスケジュール	……………p44

1 前回の振り返りと調査結果

1-1 第1回検討委員会での課題等の整理

- 伊勢市で宿泊税を導入する目的・使途の明確化

- 伊勢市における宿泊税導入の妥当性

1-1にて説明

- … 観光業の重要性

- … 宿泊税以外の財源の検討

- 宿泊事業者(特別徴収義務者)の理解促進と負担軽減策の検討

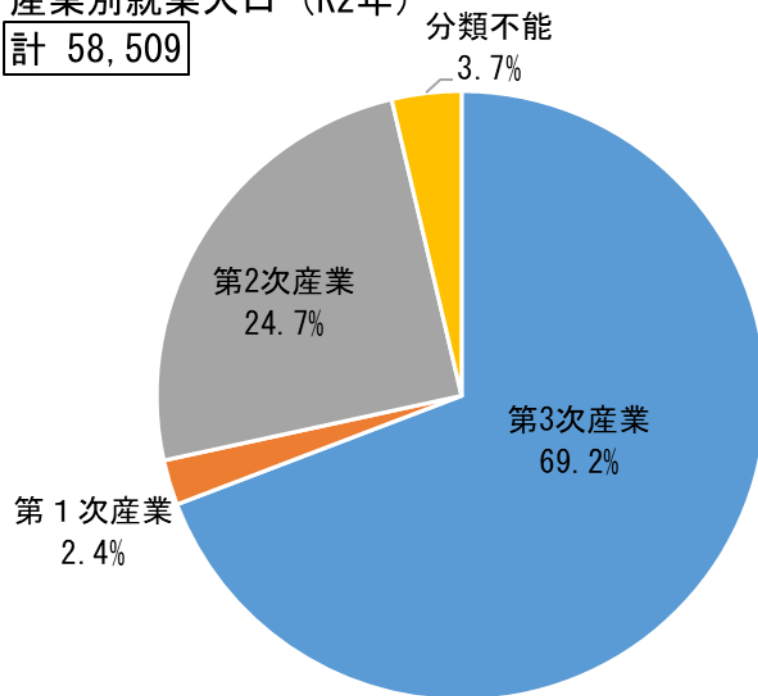
(1) 観光業の重要性

① 伊勢市在住者の就業人口

- 国勢調査によると、伊勢市在住者の就業人口は、第3次産業従事者が約7割を占める。うち、「宿泊業、飲食サービス業」が10.4%となっている。

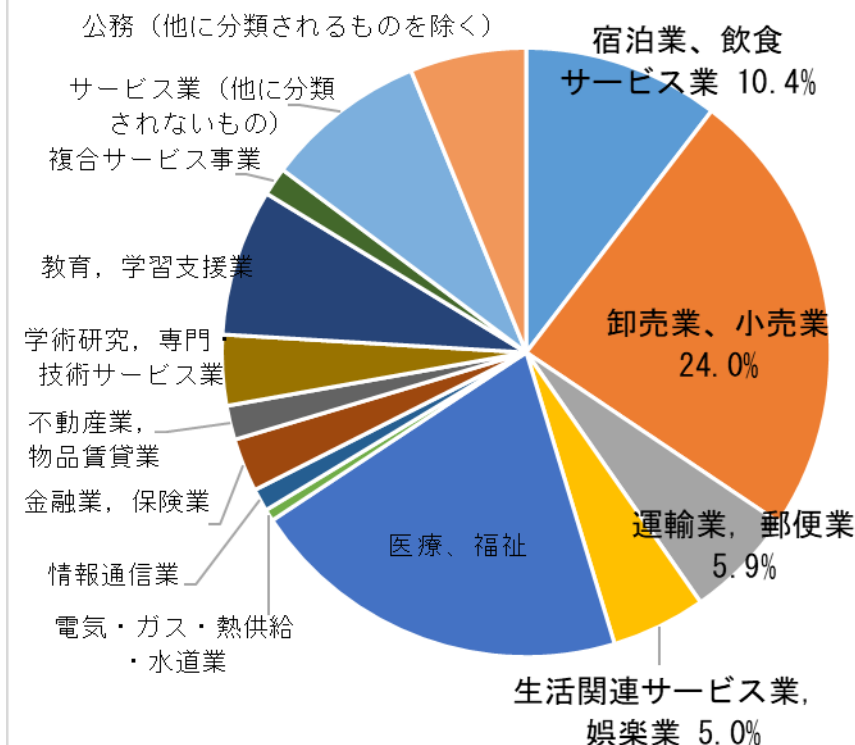
産業別就業人口（R2年）

計 58,509



第3次産業就業人口内訳（R2年）

計40,482

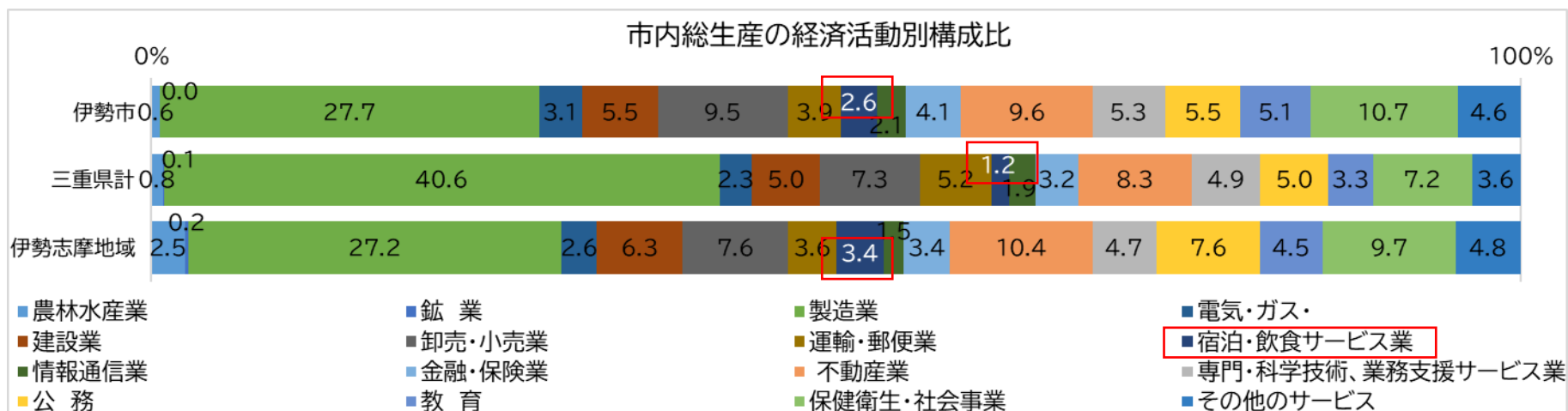
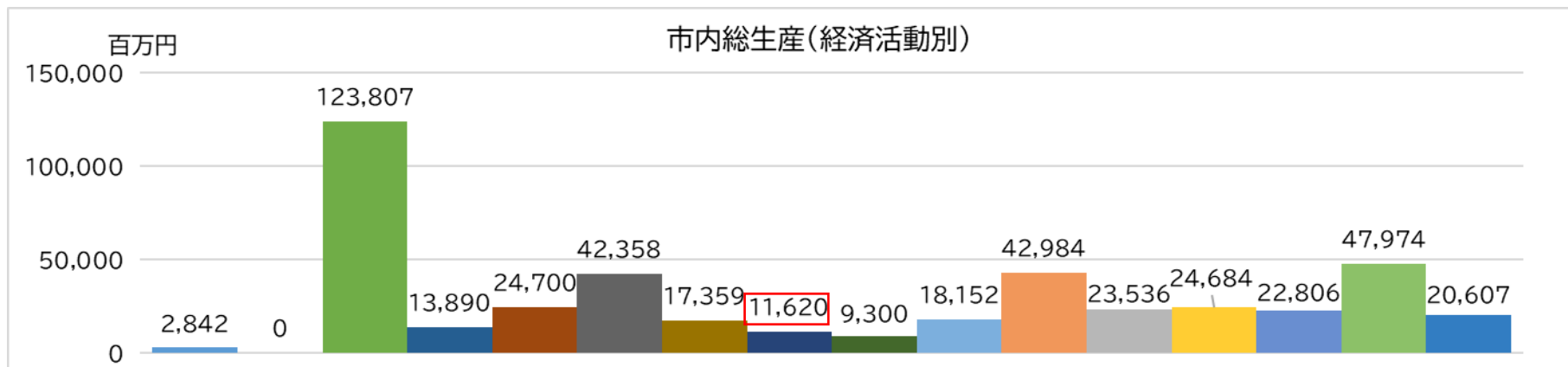


資料出所：国勢調査

- 伊勢市の歳出総額に占める観光費(観光関連事業に関する事業支出)の割合は、1%前後で推移。
- 伊勢市歳入決算によると、歳入総額に占める市民税の割合は1割強。そのうち約1割が観光に従事すると仮定(宿泊業、飲食サービス業の7%と他の業種も一部含めて1割と仮定)すると1%強となり、観光費とほぼ同程度の構成比となる。

② 経済活動別市内総生産

- 令和3年度の伊勢市の市内総生産は約4,501億円、うち宿泊・飲食サービス業は、116億円となる。
- 総生産に占める構成比は2.6%となり、三重県(県内総生産に占める構成比 1.2%)より高い。



※市内総生産は、経済活動別合計額に「輸入品に課される税・関税等」を含んでいるため、経済活動別合計額と一致しない。
 経済活動別構成比は、経済活動別合計比に対する構成比を算出している。
 伊勢志摩地域は、伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町

資料出所：令和3年度 三重県民経済計算結果
 令和3年度 三重県の市町民経済計算

③ 観光業の特性と各地の動き

観光業の特性

- 観光立国推進基本計画において、「観光」は成長戦略の柱、地域活性化の切り札と位置づけられており、政府は、観光立国の実現に向けた取り組みを進めている。
- 観光はすそ野が広く、波及効果が大きい。三重県観光振興基本計画によると、観光消費額5,564億円の経済波及効果は7,209億円に及ぶ。観光消費額を高めるためには、外国人等も含め、単価の高い宿泊客を増やすことが有効となる。

■伊勢市の観光客1人当たりの観光消費額

資料出所:伊勢市観光客実態調査

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
日帰り	7,647	5,448	5,793	6,803	6,685
市内宿泊	26,893	22,954	24,475	26,558	27,462

■観光消費がもたらす経済効果(令和元(2019)年観光消費額から推計)

資料出所:三重県観光振興基本計画



平成27年(2015年)三重県産業連関表(42部門)を使用し、県「観光レクリエーション入込客数統計書(令和元年)」・県「観光客実態調査(令和元年度)」、観光庁提供データに基づき推計

地域の動き

観光振興に注力する地域は多く、地域間競争が激しくなるなか、各地で差別化を図る取り組みが進められている。近年では、コロナ禍を経ての「インバウンドの誘客促進」や、受け入れ地域・旅行者の双方がメリットを享受できる「持続可能な観光地づくり」、域内調達率向上等を通じた「地域経済の好循環」等に戦略的に取り組む傾向がみられる。

取り組みを推進するための財源として「宿泊税」が注目されている。
 導入自治体(施行予定を含む)は13、検討中の自治体は50を超える(※1)。

※1資料出所:日本総研 Research Focus 2024年8月19日「地方における宿泊税導入の現状と課題」

- 昨年511万人の観光入込客(※2)のあった伊勢市においても、市内の交通渋滞への対応、観光危機管理の推進などの対策が求められている。また、市では宿泊客の増加に向けた取組も進めている。
- さらに、9年後の2033年に「神宮式年遷宮」が控えている。神宮式年遷宮に向けては来訪者の増加が見込まれ、この好機を地域経済の活性化につなげるべく、対策を図っていく必要がある。

※2資料出所:令和5年伊勢市観光客実態調査

伊勢市においても新たな財源
 検討が必要と
 考えられる

(2) 伊勢市における宿泊税導入の妥当性

① 観光財源の特徴 地方税と地方税以外

■地方税と地方税以外の比較・整理

	財源の種類	財源の事例	特 徴		
			安定性・継続性	規模	受益と負担
税以外	協力金・協賛金	・富士山保全協力金	任意のため、安定性・継続性の確保は困難	対象者の設定により規模の確保は可能だが、任意のため不透明	任意のため、受益と負担が必ずしも明確でない
		・花火大会の協賛金			
地方税	寄附金	・ふるさと納税	任意のため、安定性・継続性の確保は困難	対象者の設定により規模の確保は可能だが、任意のため不透明	任意のため、受益と負担が必ずしも明確でない
		・クラウドファンディング			
地方税	地方税	・宿泊税	強制力があるため、安定性・継続性が確保できる	対象によって一定規模が確保できる	用途を定めることで、明確にすることが可能
		・入湯税			

- 協力金・協賛金、寄附金は、特定の事業や取り組みに対する財源としては有効であり、今後も継続して獲得していくことが望まれる。一方で、収入見込みは不安定であり、用途も限定的とならざるを得ず、伊勢市として観光振興に充当していく財源を、安定的・継続的に確保する観点からは適切とはいえない。
- 観光財源としては、一定規模の収入を安定的・継続的に確保することができる「地方税」がより望ましい。

② 観光財源の特徴 地方税

■地方税の比較・整理

財源の種類	財源の事例	各地方税の特徴
入湯税 超過課税	・入湯税超過課税 別府市など12団体	・課税客体が入湯客に限られ、大きな温泉地でなければ、税収は高くない。
入域する行為 に対する課税	・美ら島税 ・宮島訪問税	・観光客を広く確保することが可能だが、入域が限定できる等の環境が整っていない場合は課税客体の補足が困難である(導入自治体はいずれも島)。
駐車する行為 に対する課税	・歴史と文化の環境税 ※法定外普通税 ・乗鞍環境保全税	・市民の日常利用との区別が難しく、課税客体の捕捉が困難である。 ・自動車以外の訪問客には課税できないことから、課税対象の公平性に欠く。 ※ 市内有料駐車場(一部除く)の利用者が課税対象。市民の日常利用も対象となり、普通税のため、一般的行政サービスにも使われる
宿泊税	・宿泊税 東京都など9団体	・一定規模の財源を安定的に継続的に確保することが可能。また、課税客体(宿泊客)の捕捉が可能である。

- 「入湯税超過課税」は、伊勢市においては課税客体が十数万人にとどまり適当といえない。
- 「入域する行為に対する課税」は、伊勢市に「関所」を設けて課税客体を捕捉することは困難である。
- 「駐車する行為に対する課税」は、住民と区分して課税客体を捕捉することは困難である。また、公共交通を利用する訪問客には課税できず、公平性を欠く。

伊勢市では、主要観光エリアで一定規模の市営駐車場を管理しており、駐車料金を活用して、周辺地域の交通渋滞対策等を行っている。現在、新たな立体駐車場の整備とともに駐車料金の値上げを検討しており、自動車での訪問客に相応の負担を求めることで、渋滞緩和等受け入れ環境の改善を図っていく方針。

安定した継続的な財源確保の手法として、
「宿泊税」が最も妥当と考えられる

1-2 アンケート調査、ヒアリング内容の共有

実施調査

- 宿泊事業者アンケート
- 宿泊事業者等ヒアリング
- 観光客アンケート

(1) 宿泊事業者アンケート結果

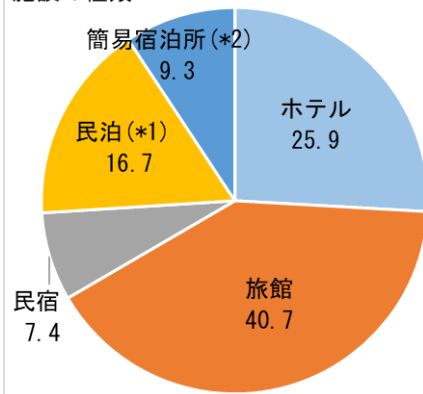
① 調査概要

- ① 実施時期 : 9月17日～10月8日
- ② 実施方法 : 調査票を郵送し、調査票に記載のQRコードによりWEB画面で回答(FAXやメールでも回答可)
- ③ 対象施設 : 市内宿泊施設(民泊等含む) 107施設
- ④ 有効回答数/有効回答率 : 54施設 / 50.5%

② 回答施設概要

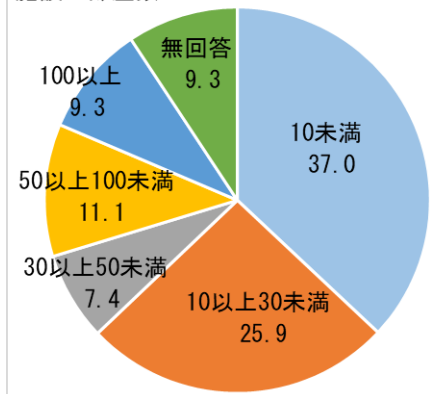
N=54
単位(%)

施設の種類

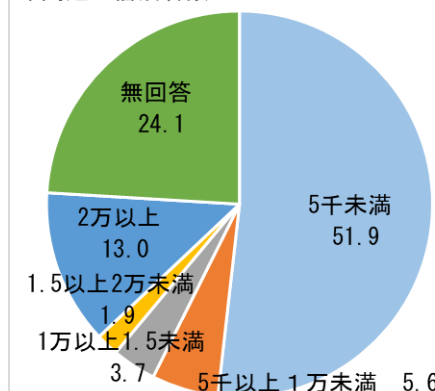


*1 「民泊」は、調査票では「住宅宿泊事業を行う届出住宅」と表示
 *2 「簡易宿泊所」は、調査票では「簡易宿泊所(ゲストハウスを含む)」と表示

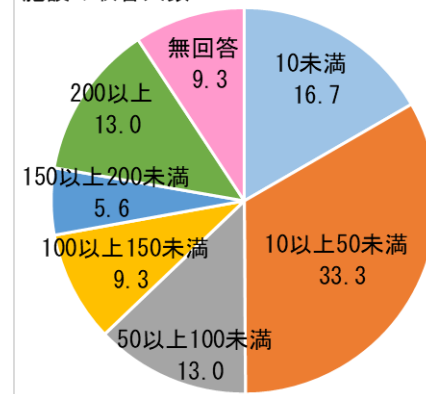
施設の部屋数



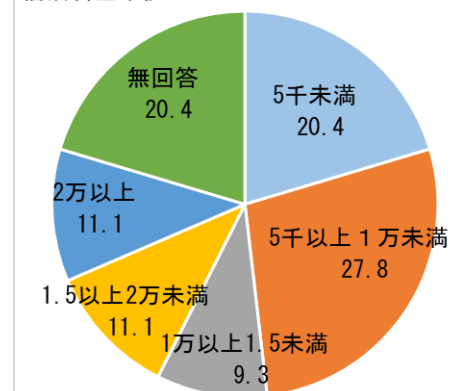
年間延べ宿泊者数



施設の収容人数



宿泊料金単価

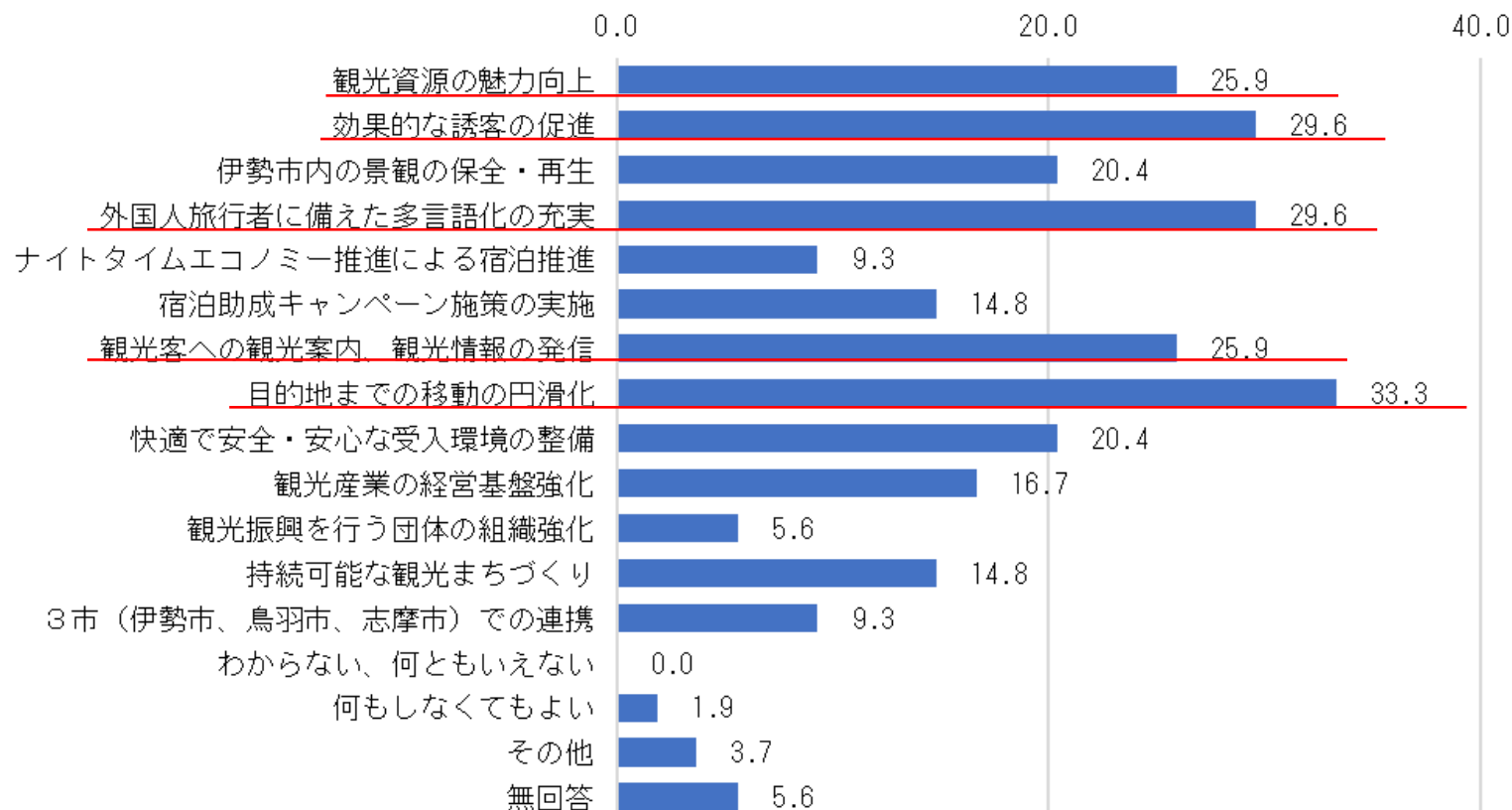


③ 必要性が高いと思う伊勢市の観光振興の取組

- 必要性が高いと思う伊勢市の観光振興の取組は「目的地までの移動の円滑化」(33.3%)が最も高く、次いで「効果的な誘客の促進」「外国人旅行者に備えた多言語化の充実」(同率で29.6%)、「観光資源の魅力向上」「観光客への観光案内、観光情報の発信」(同率で25.9%)と続く。

N=54
単位(%)

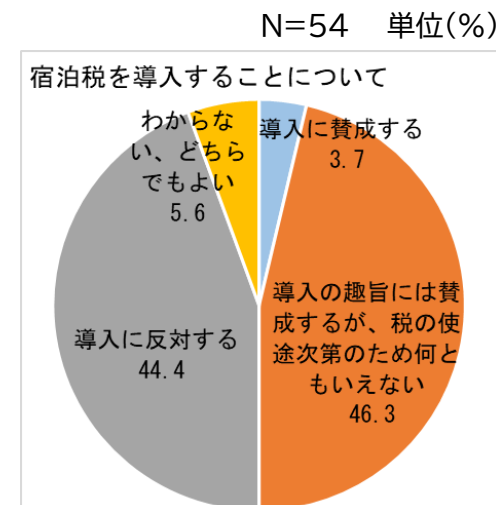
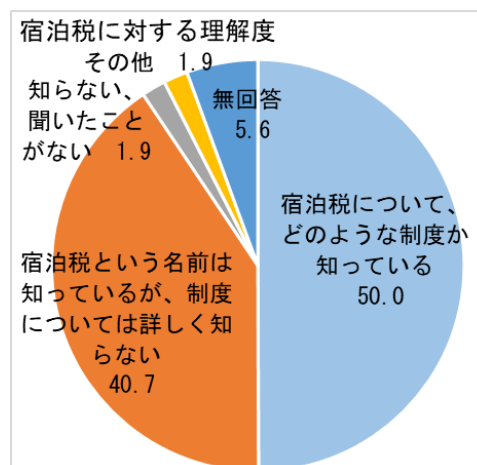
必要性が高いと思う伊勢市の観光振興への取り組み(複数回答)



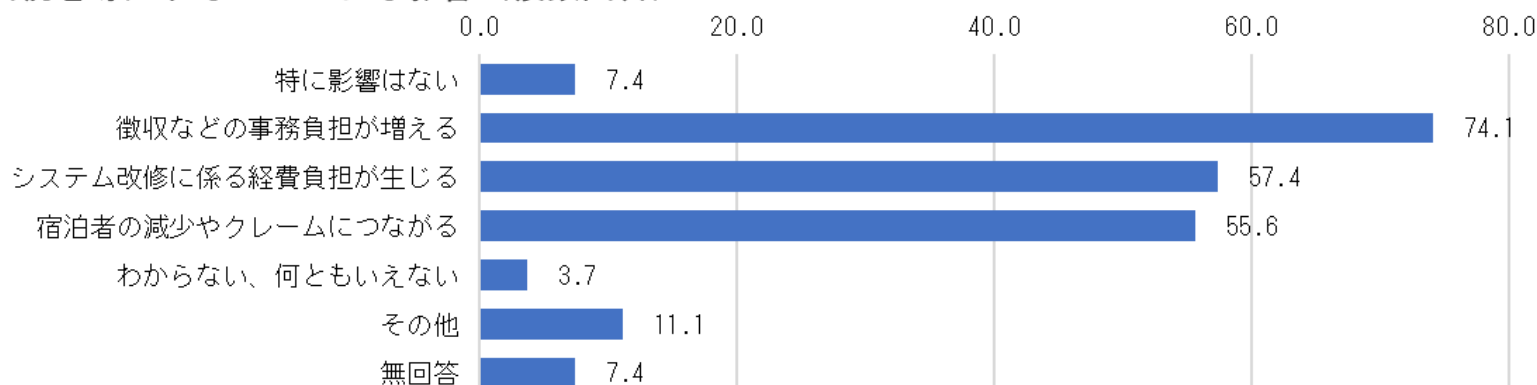
複数回答のため、合計は100%になりません

④ 宿泊税の認知度・導入・影響について

- 宿泊税の認知度については、「宿泊税について、どのような制度か知っている」が50.0%、「宿泊税という名前は知っているが、制度については詳しく知らない」が40.7%となった。
- 宿泊税を導入することについては、「導入の趣旨には賛成するが、税の使途次第のため何ともいえない」が46.3%、次いで「導入に反対する」が44.4%となった。
- 宿泊税を導入することによる影響は、「徴収などの事務負担が増える」が74.1%、次いで「システム改修に係る経費負担が生じる」、「宿泊者の減少やクレームにつながる」もそれぞれ50%以上の回答があった。



宿泊税を導入することによる影響（複数回答）

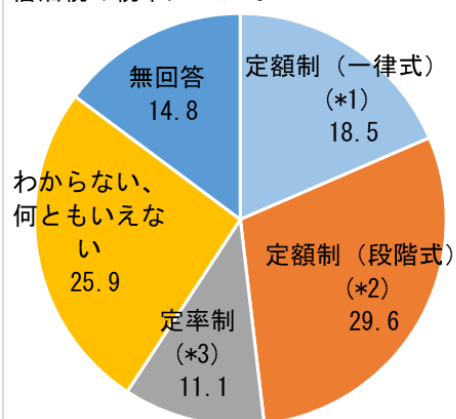


複数回答のため、合計は100%になりません

⑤ 宿泊税の内容

- 宿泊税の内容については、「定額制(段階式)」が29.6%、「定額制(一律)」が18.5%、「定率制」が11.1%となった。一方、「わからない、何ともいえない」も25.9%となった。
- 免税、課税免除については、「修学旅行等学校行事への課税免除を設けた方がよい」が31.5%、「宿泊料金が一定金額に満たない場合は免税とした方がよい」が27.8%、「免税や課税免除を設けない方がよい」が25.9%となった。

宿泊税の税率について



N=54
単位 (%)

【宿泊税の税率における具体的な金額について】

定額制 (一律式) N=9

100	200	300	(円)
2	5	2	(件)

定額制 (段階式)

~100	~200	100~200	100~500	200~	200~500	200~1,000	(円)
2	1	1	3	1	2	1	(件)

N=11

定率制 N=5

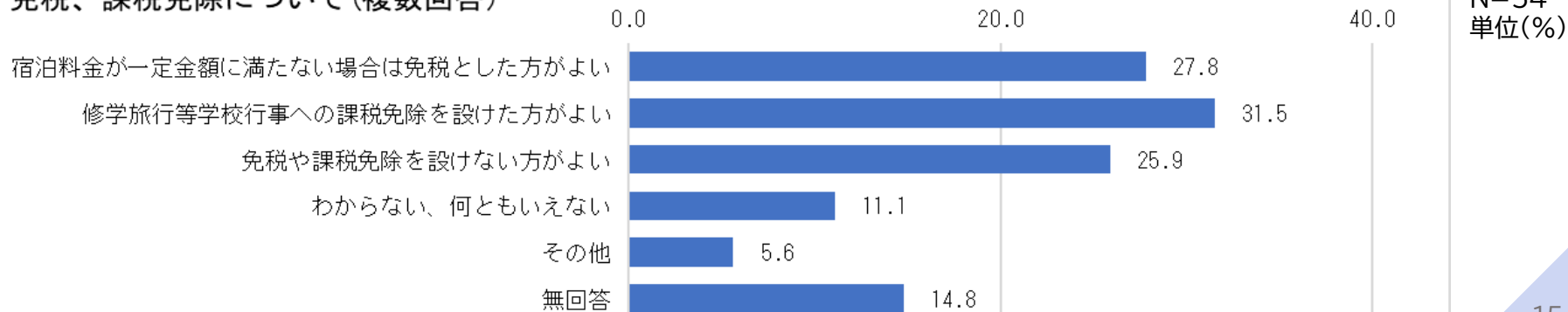
0.5	1	2	(%)
2	1	2	(件)

*1 定額制(一律式)は、調査票では「宿泊料金に関係なく同じ税額のほうがよい」と表示

*2 定額制(段階式)は、調査票では「宿泊料金により税額を区分したほうがよい」と表示

*3 定率制は、調査票では「宿泊料金に関係なく定率の税がよい」と表示

免税、課税免除について(複数回答)



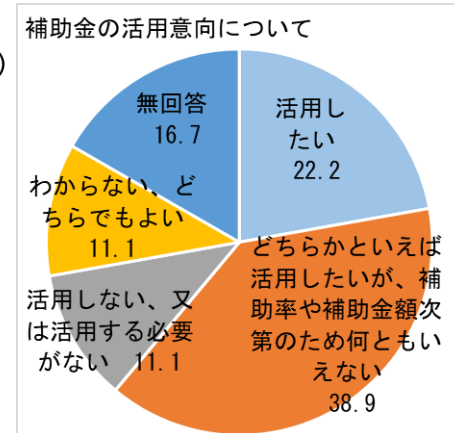
N=54
単位 (%)

複数回答のため、合計は100%になりません

⑥ 補助金の活用意向について

N=54
単位(%)

- システム改修やパソコン等の機器購入にかかる補助金があった場合の活用意向については、「どちらかといえば活用したいが、補助率や補助金額次第のため何ともいえない」が38.9%と最も高く、次いで「活用したい」が22.2%となった。



⑦ 自由記述

- 宿泊事業者の負担、不利益に対する意見
 - 宿泊施設の事務負担が増える
 - 宿泊客が減少し、経営悪化につながる
 - 宿泊客とのトラブルにつながる懸念がある
 - 小さい宿泊施設では、少額の宿泊税であっても影響が大きい
- 使途の納得性、透明性に対する意見
 - どのような観光施策を検討しているのかが分からないと宿泊税の必要性を判断できない
 - 宿泊税の使途を明確にすることと、会計の透明性を確保してほしい
 - 宿泊客の利便性向上や宿泊施設への還元、伊勢市に来訪し続けてもらうための施策に使用してほしい
- 宿泊税導入の妥当性に対する意見
 - 観光客が多い地域のため、宿泊客ではなく、観光客から徴収することが望ましい
 - 宿泊税の先行自治体はインバウンド客が多い地域が多い。インバウンドが少ない伊勢市では適切ではない
- 宿泊税の内容に対する意見
 - 宿泊施設の負担軽減のため、定額制にしてほしい
 - 低価格帯の施設は免税としてほしい
- その他
 - 観光客、宿泊施設ともに宿泊税の理解を得るための説明、わかりやすい制度設計をお願いしたい
 - 将来的には宿泊税が必要と考えるが、時期尚早ではないか
 - 3市と足並みをそろえる必要は必ずしもない
 - 宿泊税の導入にあたって素泊まりプランなどいろいろな方法を考えたい

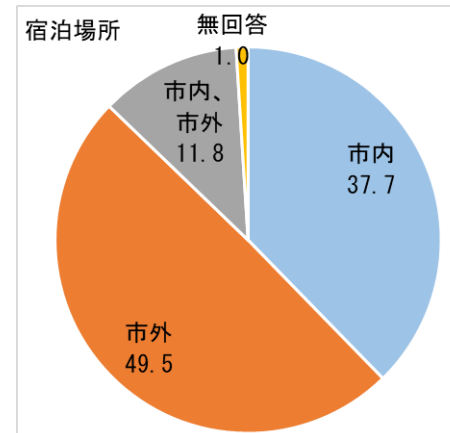
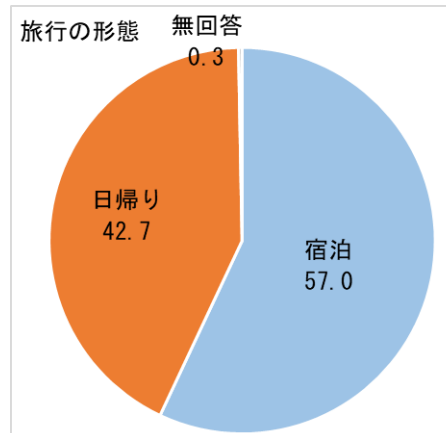
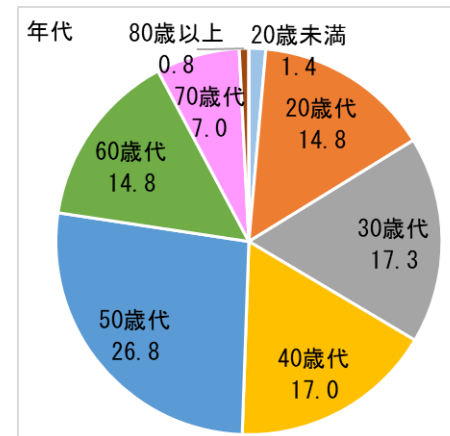
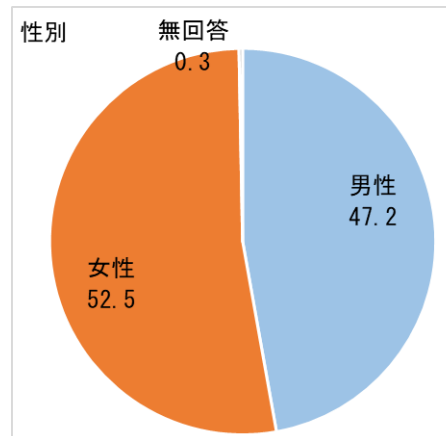
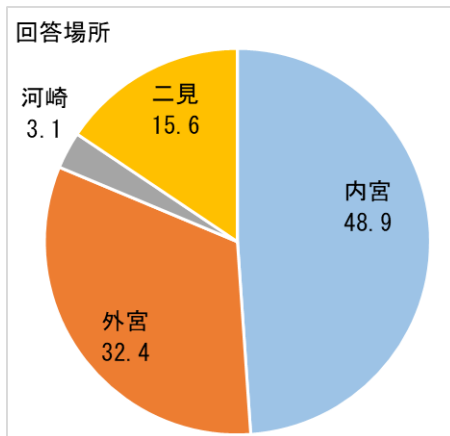
(2)観光客アンケート結果

① 調査概要

- ① 実施時期 : 10月5日、6日
- ② 対象者 : 市内観光客 358名
- ③ 実施方法 : 観光客に対面で調査(伊勢市観光客実態調査の設問として聞き取り調査)

② 回答者概要

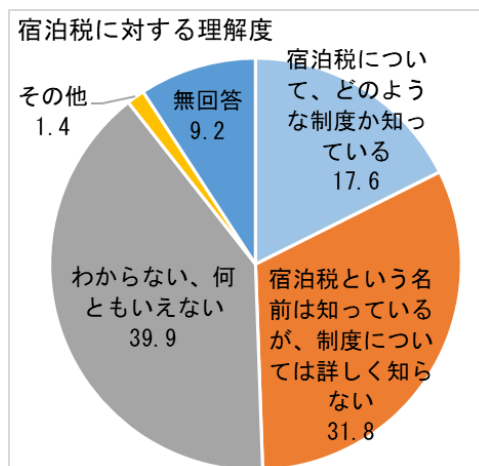
N=358
単位(%)



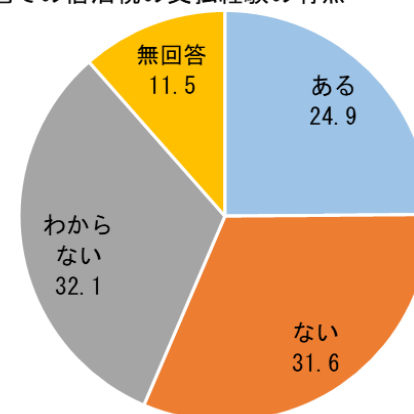
③ 宿泊税の理解度・支払経験の有無

- 宿泊税の認知度については、「わからない、何ともいえない」が39.9%と最も高く、「宿泊税について、どのような制度か知っている」が17.6%となった。伊勢市での宿泊者についても同様の傾向となった。
- 他の観光地での宿泊税の支払い経験の有無について、「わからない」が32.1%と最も高く、次いで「ない」が31.6%となった。伊勢市での宿泊者についても同様の傾向となった。

全体
N=358
単位(%)

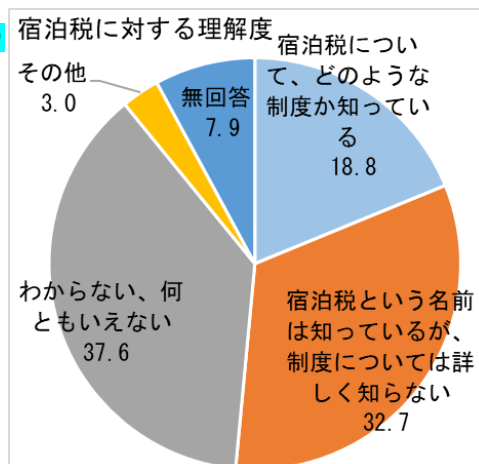


他での宿泊税の支払経験の有無

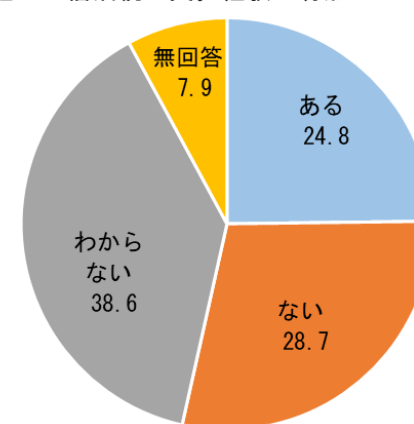


伊勢市での宿泊者(*)

N=101
単位(%)



他での宿泊税の支払経験の有無



*旅行形態について「宿泊」を選択し、宿泊場所について「市内」または「市内、市外」を選択した人

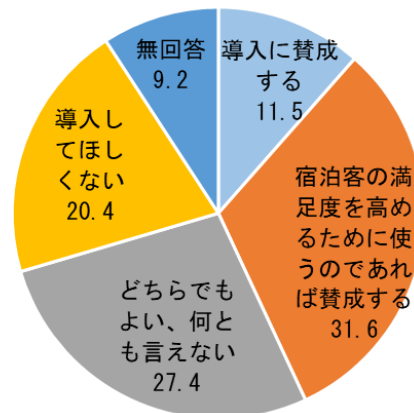
④ 宿泊税の導入・支払ってもいい金額について

- 宿泊税の導入については、「宿泊客の満足度を高めるために使うのであれば賛成する」が31.6%と最も高くなった。「導入に賛成する」は11.5%、「導入してほしくない」は20.4%となった。伊勢市での宿泊者についても同様の傾向となった。
- 1泊につき支払ってもいい金額は、全体では「1泊につき、100円」が29.9%と最も高く、次いで「1泊につき、200円」が24.9%となり、「払いたくない」は22.1%となった。伊勢市での宿泊者は「払いたくない」が15.8%と低かった。

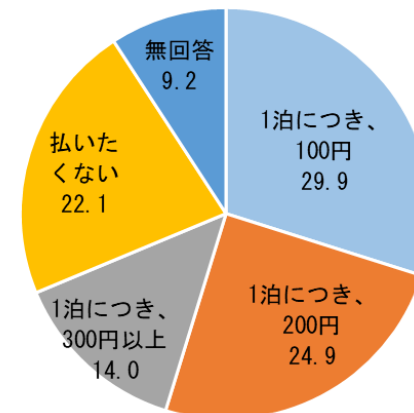
全体

N=358
単位(%)

宿泊税を導入することについて



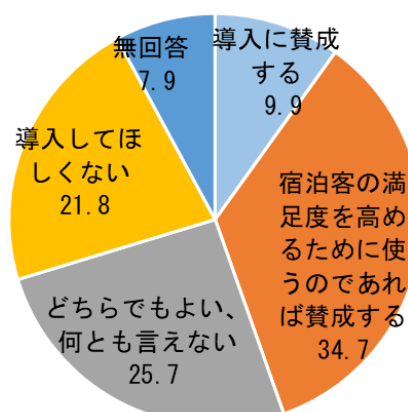
1泊につき支払ってもいい金額



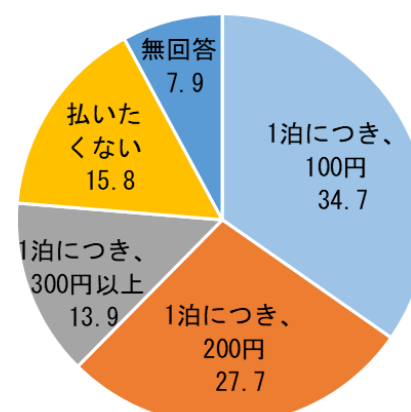
伊勢市での宿泊者

N=101
単位(%)

宿泊税を導入することについて



1泊につき支払ってもいい金額

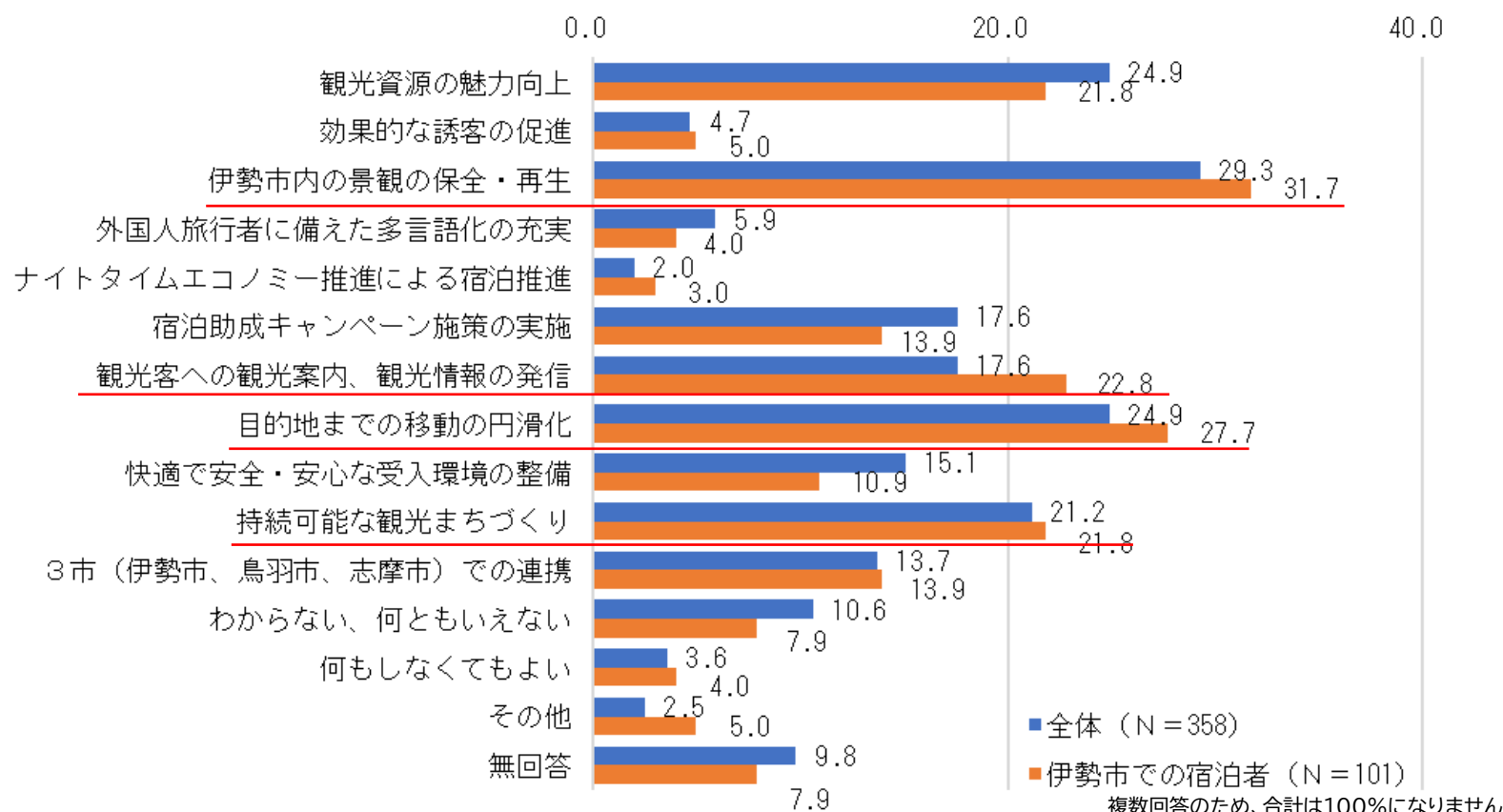


⑤ 必要性が高いと思う伊勢市の観光振興の取組

- 必要性が高いと思う伊勢市の観光振興の取組は「伊勢市内の景観の保全・再生」(29.3%)が最も高く、次いで「観光資源の魅力向上」「目的地までの移動の円滑化」(同率で24.9%)、「持続可能な観光まちづくり」(21.2%)と続く。
- 伊勢市での宿泊者は「観光客への観光案内、観光情報の発信」(22.8%)の割合が全体よりやや高い。

必要性が高いと思う伊勢市の観光振興への取り組み（複数回答）

単位(%)



(3)アンケート・ヒアリング結果 まとめ

まとめ (1/2)

宿泊税の認知度・導入

- 宿泊事業者アンケートでは、宿泊税の制度内容の認知度は5割。
- 宿泊税の導入については、導入の趣旨には賛成するが税の使途次第であるとの意見と、導入に否定的な意見に2分される。
- 宿泊税を導入することによる影響は、「徴収などの事務負担が生じる」が7割強、「システム改修等の経費負担が生じる」や、「宿泊者の減少やクレームにつながる」も5割を超える。また、施設への影響以外についても、ヒアリングやアンケートの自由意見から主に下記のような意見があった。
 - ✓ 使途の納得性、透明性を確保してほしい(使途を明確にしてほしい、宿泊客や宿泊施設が納得できる使途にしてほしい、使途について毎年宿泊事業者や組合が確認して意見を言える体制にしてほしい、伊勢市駅の利便性向上等にも使用してほしい)
 - ✓ 宿泊税導入の妥当性を検討してほしい(日帰り客への課税も検討してほしい、先行導入自治体はインバウンドが多いのではないかな)
 - ✓ 三重県での導入より伊勢市で導入してほしい(伊勢市で徴収した税を伊勢市のために活用してほしい)
- 観光客アンケート(伊勢市での宿泊者)では、宿泊税の制度内容の認知度は約2割にとどまった。
- 宿泊税の導入については、「導入に賛成する」と「宿泊客の満足度を高めるために使うのであれば賛成する」をあわせた肯定的な意見が4割を超え、否定的な意見は約2割となった。
- また、宿泊者が1泊につき支払ってもいい金額についても、「支払いたくない」は、2割未満(15.8%)にとどまり、伊勢市での宿泊者は観光客全体より6.3ポイント低い。

まとめ (2/2)

宿泊税の内容

- 宿泊事業者アンケートでは、税率について、「定額制(段階式)」が約3割と最も高く、次いで「定額制(一律式)」が約2割となった。一方、「わからない、何とも言えない」も約1/4を占めた。
- 免税、課税免除については、「修学旅行等学校行事への課税免除を設けた方がよい」が約3割、「宿泊料金が一定金額に満たない場合は免除とした方がよい」、「免税や課税免除を設けない方がよい」も2割を超える。
- ヒアリングからは、わかりやすくシンプルな制度設計を望む声があった。

必要性が高いと思う観光施策

- 必要性が高いと思う伊勢市の観光振興の取組について、「目的地までの移動の円滑化」や「観光客への観光案内、観光情報の発信」、「観光資源の魅力向上」は、宿泊事業者アンケート、観光客アンケート(伊勢市での宿泊者)のいずれも上位となった。
- 宿泊事業者アンケートでは、「外国人旅行者に備えた多言語化の充実」などインバウンドも含めた、“誘客促進”に向けた施策が高い結果となった。
- 観光客アンケート(伊勢市での宿泊者)の1位は、「伊勢市内の景観の保全・再生」となった。また、「持続可能な観光まちづくり」が4位にあり、景観保全や持続可能なまちづくりに向けた施策が上位となった。

宿泊施設

- ①「目的地までの移動の円滑化」(33.3 %)
- ②「効果的な誘客の促進」(29.6 %)
- ②「外国人旅行者に備えた多言語化の充実」(29.6 %)
- ④「観光資源の魅力向上」(25.9 %)
- ④「観光客への観光案内、観光情報の発信」(25.9 %)

観光客(伊勢市での宿泊者)

- ①「伊勢市内の景観の保全・再生」(31.7%)
- ②「目的地までの移動の円滑化」(27.7%)
- ③「観光客への観光案内、観光情報の発信」(22.8%)
- ④「観光資源の魅力向上」(21.8%)
- ④「持続可能な観光まちづくり」(21.8%)

2 宿泊税の制度内容

2-1 導入自治体における宿泊税の制度内容

(1)目的

■導入先行自治体の事例

※自治体名の枠が水色は宿泊税導入済み自治体、黄色は宿泊税導入予定(総務省同意)自治体

	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市
目的	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光振興を図る施策に要する費用に充てる	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てる	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てる	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる	福岡県の観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てる	福岡市観光振興条例に規定する観光産業の振興、受入環境の整備、観光資源の魅力の増進等、MICEの振興や持続可能な観光の振興に要する費用に充てる

	北九州市	長崎市	二セコ町	常滑市	熱海市	赤井川村(北海道)
目的	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実、その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てる	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる	優れた景観と環境を保全し、安全で心豊かに過ごすことができる癒しのリゾート地としての魅力を高めるとともに、町民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てる	受入環境の整備、観光資源の磨き上げ及び情報発信の充実により、さらなる来訪者の増加を図ることで新たなサービスを提供し、まちの魅力を向上させ続ける好循環を形成する費用に充てる	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の地域社会の発展に寄与する持続的な観光振興を図る施策に要する費用に充てる	赤井川村の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に充てる

■導入先行自治体の考え方

- 「観光振興を図る」ことについてはいずれの自治体も目的としているが、それに加えて「地域の魅力を高める」ことを目的として掲げるかどうかについて考え方に違いがみられる。

(2) 使途

■導入先行自治体の事例

	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市
使途	Wi-Fiやデジタルサイネージなどの利用環境の整備／東京観光情報センター(都内5箇所)設置・運営／都内の観光スポット等を記載したウェルカムカードの作成	観光客受入のための基盤整備・持続可能な観光の促進／府域における交通アクセス等の容易化・円滑化／文化・生活習慣に配慮した対応／安心・安全の確保／魅力あふれる観光資源づくり／効果的な誘客促進	市民・観光客双方にとって安心・安全な受入環境の整備／京都観光における更なる質・満足度の向上／京都ならではの文化振興・美しい景観の保全	まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興／観光客の受入れ環境の充実／市民生活と調和した持続可能な観光の振興	ニセコ・羊蹄山の環境保全／安心・安全なリゾートの形成／“観光インフラ”の整備	宿泊施設の多言語案内・情報発信、バリアフリー化等に対する支援／インバウンド向け体験プログラムを含む旅行商品造成支援／市町村の観光振興施策への財政的支援(宿泊税導入市町村除外)	九州のゲートウェイ都市機能強化／MICE都市としてのプレゼンス向上／地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進

	北九州市	長崎市	ニセコ町	常滑市	熱海市	赤井川村(北海道)
使途	観光都市とするためのブランディング／地域資源の観光資源化／セールスプロモーション／観光客がストレスフリーで観光を楽しめる環境整備／MICE戦略を強化し都市型集客の促進／アジアを中心とした誘客促進	サービス向上・消費拡大／受入環境整備／情報提供／緊急時の対応等	地域内交通の充実／宿泊事業者の地球環境負荷の低減を促進・支援／観光協会組織強化、観光人材育成、観光DX推進／景観・環境保全対策／有事への備え	来訪者(宿泊者)の満足度向上／来訪者(宿泊者)の増加促進／観光の好循環創出と加速	宿泊客の増加・観光消費拡大に資する事業【既存】イベント開催支援・実施／観光客受入環境の整備／誘客宣伝業務／市場調査・分析等【今後】マーケティング／コンテンツ開発／観光インフラ／運営経費／人材育成	観光インフラの整備／増加する観光客への対応／魅力ある赤井川村づくり

■導入先行自治体の考え方

- 受入環境整備(交通、案内所運営、Wi-Fi環境)、イベント開催、誘客宣伝が多く、九州地方はMICE誘致も多い。
- 京都市は「市民と観光客双方にとって安心・安全な受入環境の整備」に7割、倶知安町は「地域DMOの事業・運営」に6割を充当。災害やパンデミック対応の基金設立や積み立てに充当する事例(長崎市、ニセコ町、常滑市)、道路や浄水場などのインフラ整備に充当する事例(赤井川村)、宿泊施設の受入環境充実・省エネ等の整備支援に充当する事例(金沢市、福岡市、ニセコ町)がみられる。

(3)税率

■導入先行自治体の事例

	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市
税率(方式)	定額(段階式)	定額(段階式)	定額(段階式)	定額(段階式)	定率	定額	定額(段階式)
税率(水準)	1～1.5万未満:100円	0.7～1.5万未満:100円	2万未満:200円	0.5～2万未満:200円	2%	200円	2万未満:150円
	1.5万～:200円	1.5～2万未満:200円	2～5万:500円	2万～:500円		福岡市、北九州市: 50円	2万～:450円
		2万～:300円	5万～:1000円			上記以外の課税 市町村:100円	

	北九州市	長崎市	二セコ町	常滑市	熱海市	赤井川村(北海道)
税率(方式)	定額	定額(段階式)	定額(段階式)	定額	定額	定額(段階式)
税率(水準)	150円	1万未満:100円	2万未満:200円	200円	200円	2万未満:200円
		1～2万未満:200円	2～5万未満:500円			2万～:500円
		2万～:500円	5～10万未満:1,000円			
			10万以上:2,000円			

※二セコ町は当分の間、5001円未満は100円

■導入先行自治体の考え方

- 一律定額としている自治体では、簡素な制度にすることにより、宿泊事業者の負担軽減を図っている。定額制(段階式)の自治体は、高額ホテルの立地する大都市やリゾート地であり、簡素な制度設計と一定の財源確保の両立を図るため、段階式を導入している。
- 現時点で、唯一定率制を導入している倶知安町は、部屋貸しや一棟貸しの宿泊施設が多い地域特性がある。定額制では1人当たりの宿泊料金を算定する必要性があり、宿泊事業者の事務負担となることから定率制を導入している。
- 宿泊税を財源として取り組む事業費の推計額から、水準を算定している自治体がある。

(4)対象施設

■導入先行自治体の事例

	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市
対象施設	ホテル、旅館	ホテル・旅館・簡易宿所、民泊、特区民泊	ホテル・旅館・簡易宿所、民泊	ホテル・旅館・簡易宿所、民泊	ホテル・旅館・簡易宿所、民泊	ホテル・旅館・簡易宿所、民泊、特区民泊	ホテル・旅館・簡易宿所、民泊

	北九州市	長崎市	二セコ町	常滑市	熱海市	赤井川村(北海道)
対象施設	ホテル・旅館・簡易宿所、民泊、特区民泊	ホテル・旅館・簡易宿所、民泊	ホテル・旅館・簡易宿所、民泊	ホテル・旅館・簡易宿所、民泊	ホテル・旅館・簡易宿所、民泊	ホテル・旅館・簡易宿所、民泊

■導入先行自治体の考え方

- 東京都では、宿泊料金の実態や徴収コストを踏まえて、民泊、簡易宿所を課税対象外としている。
- 東京都以外の自治体では、宿泊者が行政サービスを楽しむ程度に差はないことによる公平性の観点から、民泊、簡易宿所を含めている。

資料出所：各自治体のホームページより百五総合研究所作成

(5) 免税点

■導入先行自治体の事例

	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市
免税点	1万円	7千円	なし	5千円	なし	なし	なし

	北九州市	長崎市	二セコ町	常滑市	熱海市	赤井川村(北海道)
免税点	なし	なし	なし	なし	なし	8千円

■導入先行自治体の考え方

- 免税点を設定している自治体では、低価格帯の宿泊施設の負担軽減を図ること、またビジネス客(工事関係者)への配慮の必要性などを理由としている。
- 免税点を設定していない自治体では、宿泊者が行政サービスを享受する程度に差はないことによる公平性の観点から、また宿泊事業者にとって簡素な制度とすることが望ましいことなどを理由としている。

資料出所: 各自治体のホームページより百五総合研究所作成

(6)課税免除

■導入先行自治体の事例

	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市
課税免除	なし	なし	修学旅行等学校行事参加者(引率含む)	なし	修学旅行等学校行事参加者(引率含む)、職場体験・インターンシップ参加者	なし	なし

	北九州市	長崎市	二セコ町	常滑市	熱海市	赤井川村(北海道)
課税免除	なし	修学旅行等学校行事参加者(引率含む)、部活動または地域のクラブチームとして参加する児童、生徒(引率含む)	修学旅行等学校行事参加者(引率含む)、町長が必要と認める者	なし	修学旅行等学校行事参加者(引率含む)、12歳未満の者、市長が必要と認める者	修学旅行等学校行事参加者(引率含む)

■導入先行自治体の考え方

- 修学旅行等学校行事を課税免除としている自治体では、修学旅行等が教育活動の一環であること、また自治体として修学旅行の誘致に取り組んでいることなどを理由としている。また、学校行事のほか、地域のクラブチームまで対象を広げている事例がある(長崎市)。
- 職場体験・インターンシップを通じて将来的な観光人材の確保を目指すことを目的に当該活動を課税免除としている事例がある(倶知安町)。
- 12歳未満の者を課税免除としている事例がある(熱海市)。導入検討中の高山市も同様の検討を進めており、両自治体ともに、入湯税についても12歳未満の者と学校行事参加者を課税免除としている。
- 課税免除がない自治体では、行政サービスを享受する程度に差はないことによる公平性の観点、また宿泊事業者にとって簡素な制度とすることが望ましいことなどを理由としている。なお、修学旅行の誘致については、支援制度の設定など、別の施策として展開することで整理する事例がある(金沢市)。

(7)特別徴収義務者への対応

■導入先行自治体の事例

	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市
報償金等	2.5%(5年3%) 最大100万	2.5%(5年3%)	2.5%(5年3%) 最大200万	2.5%(5年3%) 加算措置あり 最大50万	2.5%(5年3%)	2.5%(5年3%) 追加加算あり 最大200万	2.5%(5年3%) 追加加算あり 最大200万
	北九州市	長崎市	二セコ町	常滑市	熱海市	赤井川村(北海道)	
報償金等	2.5%(5年3%) 追加加算あり 最大200万	2.5%,最大50万 システム整備補助 1/2, 最大50万	5% 導入支援交付金 3~100万円(客室 数ごとに異なる)	2.5% システム整備補助 1/2, 最大100万	2.5%(5年3%) システム整備及びパン フレット修正補助 1/2, 最大50万	■%	

※ホームページ上で確定した情報が確認できない自治体については■%で表示

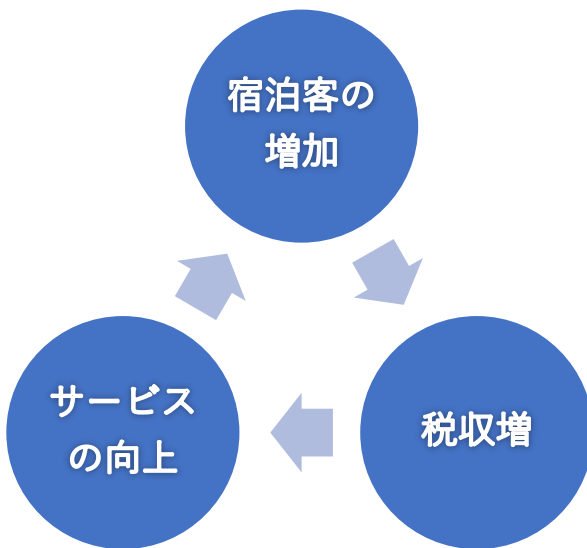
■導入先行自治体の考え方

- 多くの自治体で報償金等を設定している(二セコ町を除き、当初3%、通年2.5%)。なお、導入検討中の高山市は、小規模事業者が7割を占めること、また宿泊客の1/4が外国人であることを理由に、通年3%で協議している。
- 近年宿泊税を導入した自治体では、レジシステムの改修等に「システム整備補助金」を交付する事例がある。また、パンフレットの修正にも利用可能としている事例がある(熱海市)。

資料出所:各自治体のホームページより百五総合研究所作成

2-2 伊勢市の宿泊税 税制概要

伊勢市の目指す姿



住む人と訪れる人がおかげさまの
心を通じて交わるまち

常若の精神を未来へ受け継ぎ、
若々しく瑞々しいまち

10年後、20年後にも選ばれる観光地であり続けるために
宿泊税を活用し、好循環を生む施策を実施する

使途検討で考慮が必要となるポイント

- ・宿泊割合の増加
- ・宿泊客の増加
- ・観光客の満足度向上
- ・市内周遊、滞在時間の延伸による、
消費額の増加、地域経済の活性化
- ・市民にとっても良い影響を与える

使用用途の三本柱（案）

来訪者の満足度、
受入環境の向上

観光資源の発掘、
磨き上げ

持続可能な観光地
づくり

使用用途（案）

・ 来訪者の満足度、受入環境の向上

宿泊施設等の高付加価値化、
観光バリアフリーの推進
人材不足対策、労務環境の改善
二次交通環境の充実
インバウンド対応の推進、支援
観光案内機能の強化、充実

例：施設のバリアフリー改修補助金



例：観光地へのバスの増発



・ 観光資源の発掘、磨き上げ

早朝・夜間等の長時間滞在者向けコンテンツの磨き上げ
ナイトタイムエコノミーの推進
文化観光の推進
誘客プロモーション、情報発信の強化

例：夜間コンテンツの充実



・ 持続可能な観光地づくり

自然災害に備える観光危機管理の推進
景観の保全、再生
修学旅行等への支援
観光データマーケティング、
人材育成、地域の愛着形成

例：修学旅行等への支援

伊勢市集大会・
合宿誘致補助金
の拡充



例：景観の保全



・ 特別徴収義務者への宿泊税報償金

伊勢市における税收見込み（試算）（一律定額）

税額 ①200円
②300円

想定

宿泊者数 83.7万人（令和5年 宿泊者実績）

税收

①200円 × 837,000人 = 167,400千円

②300円 × 837,000人 = 251,100千円

伊勢市における税收見込み（試算）（段階定額）

税額

宿泊費	10,000円未満	100円
	10,000円以上20,000円未満	200円
	20,000円以上	500円

想定

宿泊者数	83.7万人（令和5年 宿泊者実績）	
宿泊費※	10,000円未満	80%
	10,000円以上20,000円未満	15%
	20,000円以上	5%

※素泊り料金をインターネットで検索し、推計

税收

100円 × 837,000人 × 0.8	= 66,960千円
200円 × 837,000人 × 0.15	= 25,110千円
500円 × 837,000人 × 0.05	= 20,925千円
合計	<u>112,995千円</u>

伊勢市における税收見込み（試算）（定率）

税額 宿泊費の 2 %

想定

宿泊者数 83.7万人（令和 5 年 宿泊者実績）

宿泊費※ 10,000円 80%

15,000円 15%

20,000円 5%

※素泊り料金をインターネットで検索し、推計

税收

$10,000円 \times 0.02 \times 837,000人 \times 0.8 = 133,920千円$

$15,000円 \times 0.02 \times 837,000人 \times 0.15 = 37,665千円$

$20,000円 \times 0.02 \times 837,000人 \times 0.05 = 16,740千円$

合計 188,325千円

制度設計で考慮が必要となるポイント、課題

- 事務処理増を懸念する声が多く、事務負担軽減の配慮が必要
- 宿泊事業者や宿泊者にとってもわかりやすい制度内容であるか
- 修学旅行やスポーツ大会等に配慮を求める意見が多い
- 行政サービスの一定享受による公平性だけでは、他目的（ビジネス目的等）の宿泊者への理解が得難い
- 使途に応じた税収を見込むことができるか

税額、税率等（案）

課税方法別のメリット・デメリット

課税方法（案）	メリット	デメリット
一律定額	・ 制度設計が簡素で事務負担が少ない ・ 行政サービスに対する公平感が高い	・ 客単価の向上と税収増が比例しない（担税力に応じた垂直型公平感は低くなる） ・ 低単価でのサービスを求める宿泊需要減を不安視
段階的定額	・ 客単価の向上と税収増が一定程度比例（担税力に応じた垂直型公平感が高まる） ・ 行政サービスへの公平感が一定程度高い	・ 制度設計が複雑化（宿泊代金の内訳必須） ・ 設定する段階金額による
定率	・ 客単価の向上と税収増が比例（担税力に応じた垂直型公平感が高まる） ・ 高単価宿泊者の行政サービスに対する公平感は低い高単価になるほど低い	・ 制度設計が複雑化（宿泊代金の内訳必須） ・ 料理等を除いた宿泊代金の算出が必要 ・ 行政サービス享受への不公平感

○宿泊客、宿泊事業者にとっても分かりやすく、事務負担の軽減を優先した制度設計が望ましい。

○宿泊施設間で課税額の不公平が生じない制度設計が望ましい

事務局案：宿泊客1人1泊あたり、一律定額200円

免税点・課税免除（案）

○宿泊料金に関わらず、行政サービスを享受する程度は変わらないため、公平性を確保することが適当である。

事務局案：免税点は設けない

- 宿泊客は、宿泊施設の形態にかかわらず、行政サービスを享受する程度は変わらないため、公平性の観点から、すべての宿泊者を対象とすることが望ましい。
- 宿泊事業者への事務負担の軽減を優先した制度が望ましい。
- 修学旅行への課税免除はアンケートでも意見があったが、課税免除とはせずに、宿泊税の使途の一つとして修学旅行等への支援を位置付ける。

事務局案：課税免除は設けない

制度内容（案）

項目	要件
課税客体	市内に所在する宿泊施設への宿泊行為
課税標準	宿泊施設への宿泊数
納税義務者	宿泊施設への宿泊者
徴収方法	特別徴収
特別徴収義務者	旅館業法、住宅宿泊事業法に規定する事業者
申告期限	毎月末までに前月の初日から末日分を申告納付

項目	要件
税額 (税率)	1人1泊あたり200円
免税点	なし
課税免除	なし
罰則規定	帳簿等の隠蔽、保存義務を怠った場合 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
見直し期間	原則5年ごとに見直し
特別報償金	期限内申告・納付額の 2.5%

3 今後のスケジュール

スケジュール

第1回（9月4日）

検討、報告内容

- 宿泊税に関する勉強会
- 宿泊事業者アンケート内容の共有
- スケジュール共有
- 意見交換

第2回（10月28日）

検討、報告内容

- 宿泊事業者・観光客アンケート結果の共有
- 宿泊税制度内容（素案）提示
- 意見交換

第3回（12月）

検討、報告内容

- 宿泊税制度内容（修正案）提示
- 意見交換

第4回（2月）

検討、報告内容

- 答申案
- 意見交換

宿泊事業者
アンケート
（9月実施済）

観光客
アンケート
（10月実施済）

有識者ヒアリング
（1月頃）

答申